

関西広域連合規約の改正について

平成 30 年 3 月 22 日  
本 部 事 務 局

1 改正内容及び規約改正案

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正により、外客来訪促進計画の策定主体を都道府県から地方運輸局、都道府県、DMO等が参加する広域的な協議会に変更されることなどから、規約に定める観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、外客来訪促進計画に関する事務の規定を削除する（第4条第1項第3号、同条第2項、別表の改正）。

[規約改正案]

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア (略)

イ (削除)

~~イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。)に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの~~

~~(ア) 法第4条(第3項を除く。)に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務~~

~~(イ) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務~~

※ウ～キを順次繰り上げてイ～カとする。

2 前項各号に掲げる事務のうち、(中略)、同項第3号(ア及びイに係る事務に限る。)、第5号(ア及びイに係る事務に限る。))及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

別表(第20条関係)【改正箇所のみ抜粋】

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
事業費	第4条第1項第3号ア及びイに係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号イからカウからキまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10分の5

## 2 施行期日等

### 附 則

**この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行し、改正後の関西広域連合規約の規定は、平成30年4月1日から適用する。**

## 3 今後のスケジュール

平成30年3月	連合委員会で規約改正案を決定
平成30年5月～7月	各府県市議会で規約改正案を議決
平成30年7月～8月	総務大臣許可

**関西広域連合規約案 新旧対照表**

変 更 案	変 更 前 (H30. 1. 4 変更許可規約)																						
<p><b>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</b></p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。            (1)～(2)（略）</p> <p>(3)観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの            ア （略）  <u>イ</u> 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの  <u>ウ</u> 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの  <u>エ</u> 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの  <u>オ</u> 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの  <u>カ</u> スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4)～(9)（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、<u>同項第3号（アに係る事務に限る。）</u>、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。</p> <p>第4条3～第21条（略）</p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">経費の区分</th> <th style="width: 30%;">負担する構成団体</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総 務 費</td> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</td> <td>均等割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> </tbody> </table>		経費の区分	負担する構成団体	負担割合	総 務 費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10	<p><b>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</b></p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。            (1)～(2)（略）</p> <p>(3)観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの            ア （略）  <u>イ</u> <u>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの</u>  <u>(7) 法第4条（第3項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務</u>  <u>(イ) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務</u>  <u>ウ</u> 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの  <u>エ</u> 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの  <u>オ</u> 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの  <u>カ</u> 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの  <u>キ</u> スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4)～(9)（略）</p> <p>2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係るものを、<u>同項第3号（ア及びイに係る事務に限る。）</u>、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては構成指定都市に係るものを除くものとする。</p> <p>第4条3～第21条（略）</p> <p>別表（第20条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">経費の区分</th> <th style="width: 30%;">負担する構成団体</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総 務 費</td> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市</td> <td>均等割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県</td> <td>受験者数割 10分の10</td> </tr> </tbody> </table>		経費の区分	負担する構成団体	負担割合	総 務 費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	経費の区分	負担する構成団体	負担割合																				
総 務 費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10																				
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10																				
	経費の区分	負担する構成団体	負担割合																				
総 務 費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10																				
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10																				

関西広域連合規約案 新旧対照表

企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10	企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10		第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	<b>第4条第1項第3号ア</b> に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5		<b>第4条第1項第3号ア及びイ</b> に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	<b>第4条第1項第3号イからカ</b> までに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割）10分の5		<b>第4条第1項第3号ウからキ</b> までに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割）10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10）		第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10）
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10		第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10		第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10		第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10		第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島	受験者数割 10分の10		第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島	受験者数割 10分の10

**関西広域連合規約案 新旧対照表**

費	県	
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難しいと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

備考（略）

費	県	
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難しいと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

備考（略）